

# 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税制改正に関する建議書の概要



日本税理士会連合会  
日本税理士政治連盟

新型コロナウイルス感染症の影響により、納税者を取り巻く社会や経済の状況が一変したといっても過言ではない。したがって、通常の税制改正建議書とは別に本建議書を作成し、一定の期間について特例措置の創設を要望する。

また、本建議書における地方税の減免・免除の措置については、地方税の減収額の一部又は全額について国費で補填することを検討すべきである。

## I 納税の減免・免除及び期限の延長関係

### 1 欠損金の取扱いの拡充（法人税）

コロナ禍による経済危機の影響を多大に受けると見込まれる一定期間（例えば令和元年4月1日から令和3年3月31日までの2年間）については、救済措置として、この一定期間に開始する事業年度に生じた欠損金額（**特定欠損金額**）については、特例措置を設けるべき。

#### ① 中小法人等の青色欠損金の取扱いの拡充（法人税）

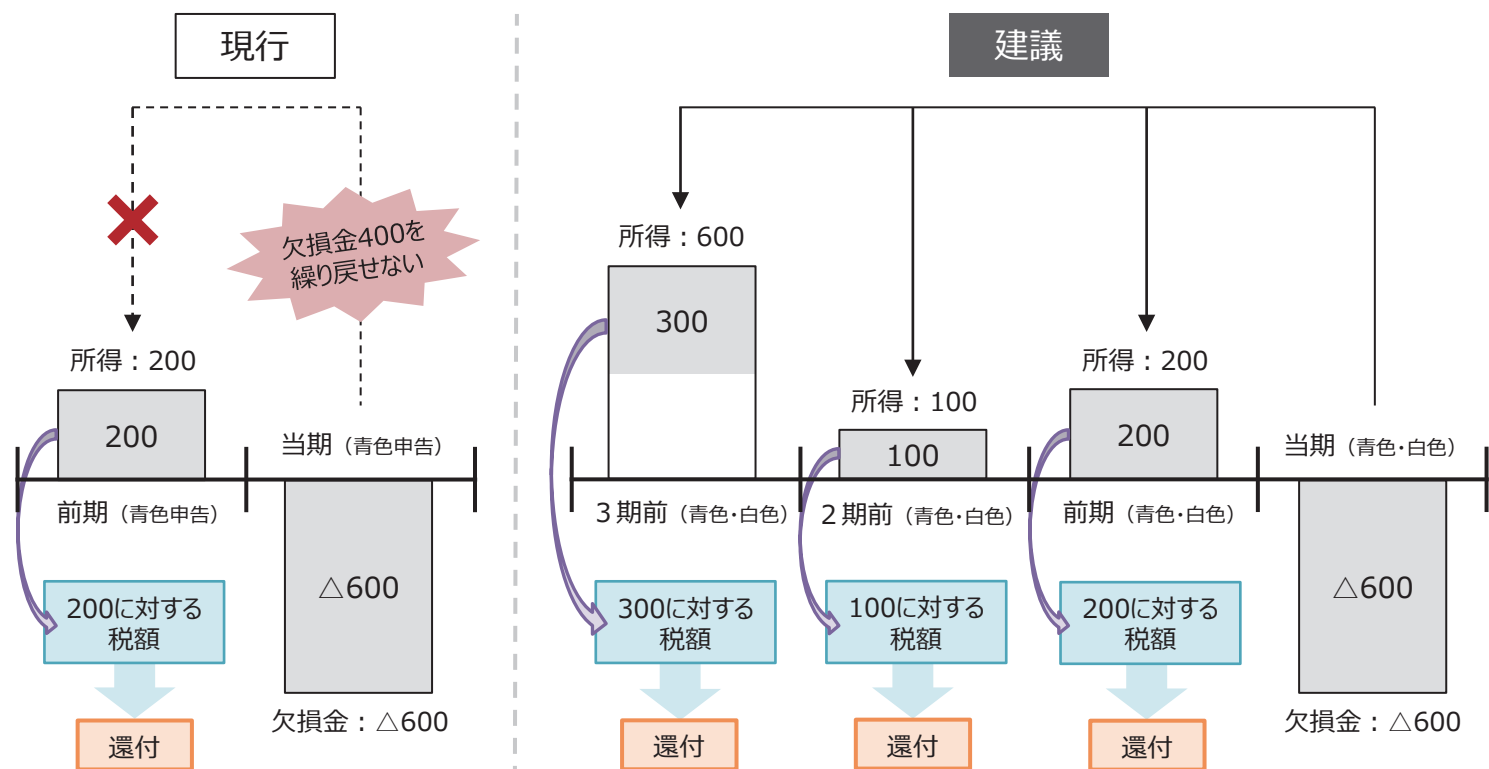
財務基盤が脆弱な**中小法人等**の特定欠損金額については、**欠損金の期間制限は撤廃**すべき（現行：10年間）。

#### ② 災害損失欠損金の範囲の拡充（法人税）

白色申告法人については、通常の欠損金額の繰越控除は認められていないが、**特定欠損金額**については、災害損失欠損金とみなし、**10年間の繰越控除を認めるべき**。

#### ③ 中小企業者等の欠損金の繰戻しによる還付制度の拡充（法人税）

財務基盤の脆弱な**中小企業者等（青色・白色の区分は問わない）**の**特定欠損金額**については、**欠損金の繰戻し期間を3年間とすべき**（現行：青色1年間）。



## 2 純損失等の取扱いの拡充（所得税）

コロナ禍による経済危機の影響を多大に受けると見込まれる一定期間（例えば令和2年及び令和3年の2年間）については、救済措置として、この一定期間に生じた純損失の金額（**特定純損失の金額**）については、特例措置を設けるべき。

### ①純損失の繰越控除の拡充

**個人事業者（青色・白色の区分は問わない）の特定純損失の金額**については、**10年間の繰越控除を認めるべき**（現行：青色3年間）。

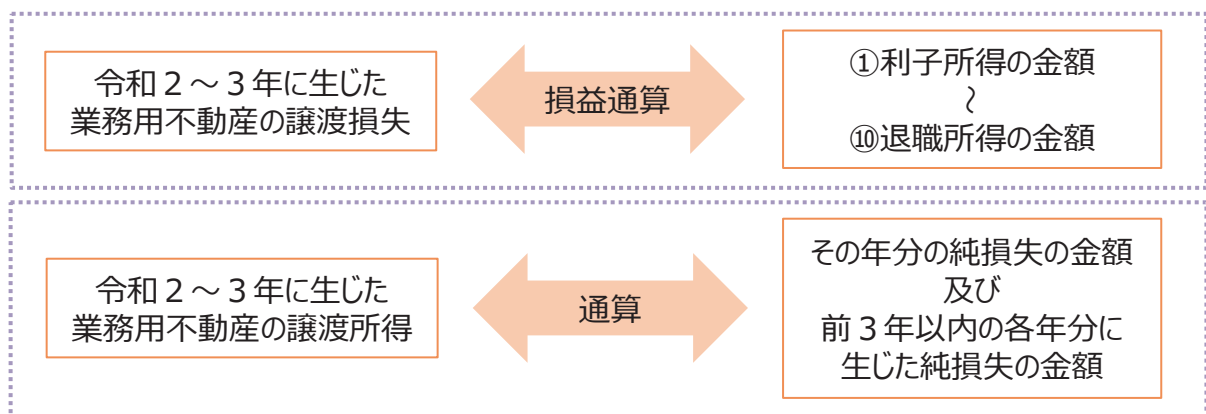
### ②純損失の繰戻還付制度の拡充

**個人事業者（青色・白色の区分は問わない）の特定純損失の金額**については、**純損失の繰戻し期間を3年間とすべき**（現行：青色1年間）。

### ③業務用不動産の譲渡の取扱いについて

個人事業者は資金繰りの改善等の理由で業務用不動産を売却することが考えられるが、業務用不動産の譲渡所得や譲渡損失について事業所得の金額等との損益通算等が認められていない。

したがって、一定期間（例えば令和2年及び令和3年の2年間）に個人事業者が業務用不動産を譲渡した場合については、特例措置を設けるべき。



## 3 法人都道府県民税及び法人市町村民税の均等割額の減免・免除（地方税）

## 4 法人版事業承継税制（特例措置）に係る対応期限の延長（相続税・贈与税）

事業承継を検討中の法人についても、コロナ禍による経済危機の影響を多大に受けており、事業承継税制の適用を受けるため特例承認計画の策定等の準備期間を考慮すれば、**その提出期限等を5年間延長すべき**。

特例承継計画の提出期限	令和5年3月31日まで	▶	令和10年3月31日まで
相続・贈与の適用期限	令和9年12月31日まで		令和14年12月31日まで

## II 法令等の解釈に関する事項

## 5 役員給与の改定（法人税）

## III 企業再建等を支援するための措置

## 6 中小企業経営強化税制（C類型）の適用要件の緩和

## 7 債権放棄が行われた場合の取扱い（①債権者の取扱い ②債務者の取扱い）